破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２１２号
札幌市北区北38条西２丁目２番11号　リベア麻生202号
債務者　金沢恵子こと　金　　恵媛
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９２号
札幌市手稲区西宮の沢６条２丁目５番36―102号
債務者　太田　　力
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０４号
札幌市白石区本通17丁目南７番５号　ホワイトハウス201号
債務者　近藤　麻美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２４号
札幌市東区北33条東12丁目１番15号　フィルウッド新道東
債務者　八代谷和昭
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２５号
札幌市東区北33条東12丁目１番15号　フィルウッド新道東
債務者　荒井　良子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４３６号
札幌市東区北34条東18丁目１番10―501号
債務者　菅　　拓磨
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９０号
札幌市中央区円山西町９丁目４番３―407号
債務者　上林　明宏
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１１号
札幌市南区真駒内緑町４丁目１番６―205号
債務者　大久保治枝
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１８号
北海道恵庭市有明町１丁目11番８号
債務者　山口　　忍（旧姓石上）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３１号
北海道江別市野幌松並町32番地の５　エルムコート403号室
債務者　若狭　忠彦
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４３号
札幌市白石区東札幌１条５丁目４番１―102号
債務者　笹村奈緒美（旧姓西沢・東）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４８号
札幌市東区北22条東16丁目１番33―603号
債務者　野坂　貴弘
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５４号
札幌市北区拓北６条４丁目４番13号　エナージ拓北102号
債務者　山本　憲次
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５５号
札幌市北区拓北６条４丁目４番13号　エナージ拓北102号
債務者　山本　繁美
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７４３号
札幌市豊平区水車町２丁目３番25号　メープルリバービュー406号
債務者　錦川　リカ
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３号
北海道虻田郡洞爺湖町入江190番地212
債務者　トゥルートップスこと　木村　高道
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第９号
北海道伊達市有珠町176番地
債務者　米屋美江子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係